

テニスコート利用料金および還付について

【令和8年4月1日から】

○ 利用料金について

減免規定の改正に伴い、町内に住所を有する方への利用料減免の適用がなくなります。

令和8年4月1日以降は、町内在住の方につきましても **利用料300円**となります。

○ 利用料の還付について

取消日

還付

利用日の7日前まで	全額還付
利用日の6日前～前日まで	半額還付
利用日の当日	還付なし
天災等により利用できない場合	全額還付

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。